

東播磨道の供用区間延長（八幡稲美ランプ～八幡三木ランプ間）に伴う
屋外広告物条例の禁止地域等指定について

兵庫県では、広告物の掲出によって優れた景観を阻害するおそれや、円滑安全な自動車交通に危害を与えるおそれのある道路の沿道を屋外広告物条例に基づき禁止地域等に指定し、広告物の掲出を抑制しています。

このたび、令和5年3月21日に供用を開始する東播磨道の八幡稲美ランプから八幡三木ランプまでの区間の沿道について、既に供用されている区間と同様に、禁止地域等に指定しましたので、お知らせします。

<新たに指定する禁止地域等の概要>

指定内容（地域の種別）	第3種禁止地域等
対象区間	八幡稲美ランプ～八幡三木ランプ
規制対象範囲	本線路端から200m以内の区域（区域は全て加古川市内）
適用開始日	令和5年3月21日（道路の供用開始日）

※ 今回の指定により、対象区域内（道路から展望・視認できないものは除く。）では、野立広告物の掲出が禁止されるほか、自家用広告物や案内誘導広告物についても規制（表示面積等の基準）が強化されます。

指定イメージ

